

群馬県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

平成19年6月26日

選挙管理委員会告示第3号

改正 平成21年3月13日選挙管理委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第194条の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 委員会の委員長(以下「委員長」という。)の選挙は、委員会の委員(以下「委員」という。)の無記名投票で行い、投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じである者が2人以上あるときは、くじでこれを定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙について指名推選の方法を用いることができる。

3 委員長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

(委員長等の任期)

第3条 委員長及びその職務を代理する者(以下「委員長職務代理者」という。)の任期は、委員の任期による。

(委員長及び委員の氏名等の告示)

第4条 委員会は、委員長及び委員長職務代理者が定まったとき又は委員に異動があったときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(臨時の委員長)

第5条 群馬県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年2月19日群馬県指令市第215-1号許可。以下「規約」という。)第15条第3項の規定による委員の選挙があった後、委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員(年齢が同じであるときは、くじにより定めた委員)が臨時に委員長の職務を行う。

(退職)

第6条 委員長が退職しようとするときは、その旨を委員長職務代理者に文書で届け出て、委員会の承認を得なければならない。

2 委員が退職しようとするときは、委員長にその旨を文書で届け出て、委員長の承認を得なければならない。

(所属政党等の届出)

第7条 委員長及び委員は、その所属する政党その他の政治団体の名称を委員会に届け出なければならない。その所属する政党その他の政治団体を変更し、又は政党その他の政治団体に新たに所属し、若しくは所属しなくなったときも、また同様とする。

(住所変更の届出)

第8条 委員長及び委員は、その住所を移転したときは、直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。

(委員会の招集)

第9条 委員会の招集は、委員に対する通知によりこれを行う。

2 前項の通知には、招集の日時及び場所並びに付議すべき議案を示した文書をもってしなければならない。

3 委員選挙後最初に行われる委員会は、年長の委員がこれを招集する。

(欠席の届出等)

第10条 委員は、委員会に出席することができないときは、あらかじめ理由を付して委員長又は委員会を招集した委員にその旨を届け出なければならない。

(関係者の出席)

第11条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(会議録の作成)

第12条 委員長は、書記をして会議録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名その他必要な事項を記載させなければならない。

2 出席委員は、前項の会議録を点検し、その末尾に署名しなければならない。

(委員会の開閉等)

第13条 第9条から前条までに規定するもののほか、委員会の開閉、議決その他委員会の議事に関しては、群馬県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の議会の会議の例による。

(委員長の職務)

第14条 委員長は、法令に定めのあるもののほか、おおむね次に掲げる事務を担当する。

- (1) 委員会に議案を提出すること。
- (2) 委員会の議長となり議事を総理すること。
- (3) 委員会の議決した事項を執行すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、委員会の庶務に関すること。

(平21選管告示4・一部改正)

(委員長の専決処分)

第15条 委員長は、次の事項を専決処分することができる。

- (1) 第4条に規定する告示に関すること。
- (2) 直接請求の要件となる請求権を有する者の数の告示に関すること。
- (3) その他委員会の指定した事務処理に関すること。

2 委員長は、前項の規定により専決処分した事項について、次の委員会において報告しなければならない。

(事務職員)

第16条 委員会に、書記長及び書記その他職員を置く。

2 前項の職員は、広域連合総務担当課の職員をもって充てる。

3 書記長は、委員長の命を受けて委員会の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

4 書記その他職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

5 書記長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代理する。

(平21選管告示4・一部改正)

(専決)

第17条 書記長は、次の事項を専決することができる。

- (1) 職員の出張に関すること。
- (2) 職員の時間外勤務命令に関すること。
- (3) 職員の休暇に関すること。
- (4) 定例又は軽易な報告、照会及び通知に関すること。
- (5) 各種資料の収集に関すること。
- (6) 物品の保管に関すること。
- (7) 情報公開に係る処理に関すること。
- (8) 個人情報保護に係る処理に関すること。
- (9) その他軽易な事項に関すること。

(委員会の告示)

第18条 委員会の告示は、群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年広域連合条例第1号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行う。

(公印)

第19条 委員会及び委員長の公印は、別表のとおりとし、書記長がこれを保管する。

(準用)

第20条 この告示に定めるもののほか、事務の処理、職員の服務、文書の取扱い、公印の取扱い等については、広域連合の規則等を準用する。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この告示は、平成19年6月26日から施行する。

附 則 (平成21年3月13日選挙管理委員会告示第4号)

この告示は、平成21年3月13日から施行する。

別表 (第19条関係)

公印の種類	ひな型	書体	寸法	用途
選挙管理委員会 印	群馬県後期高 齢者医療広域 連合選挙管 理委員会印	てん書	21mm×21mm	委員会名を もってする 文書用
選挙管理委員会 委員長印	群馬県後期 高齢者医療 広域連合選 挙管理委員 会委員長印	てん書	21mm×21mm	委員長名を もってする 文書用